

病原体の持込みを防止しましょう

口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚コレラ、下痢や呼吸器病ウイルスをはじめ、その他さまざまな病原体が持ち込まれるのを防ぐため、必要のない人を衛生管理区域内に立ち入らせないようにしてください。もしやむを得ず立ち入る場合は、次のことに注意してください。

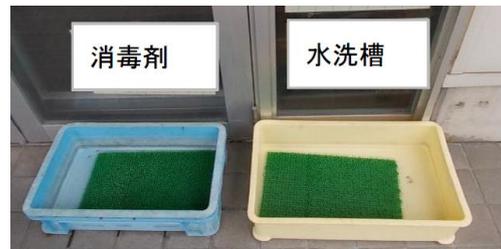
出入りする上での遵守事項

- ① 関係者以外の立入制限・禁止
- ② 進入時の車両消毒
- ③ 立入者の消毒および記録
- ④ 持ち込み物品等の消毒



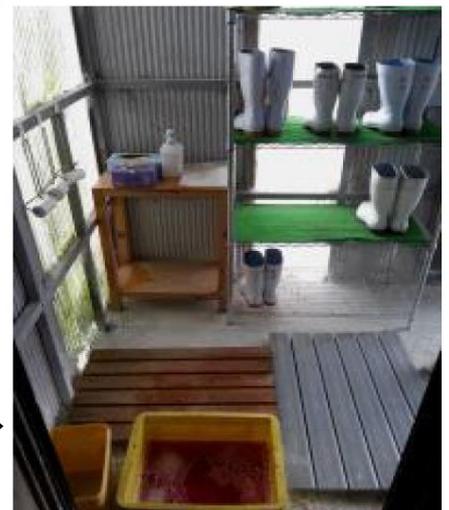
衛生管理区域の出入り口に小屋を設置し、

- ・ 農場専用服・長靴
- ・ 消毒噴霧器
- ・ 立入り者チェック表を置いている事例。



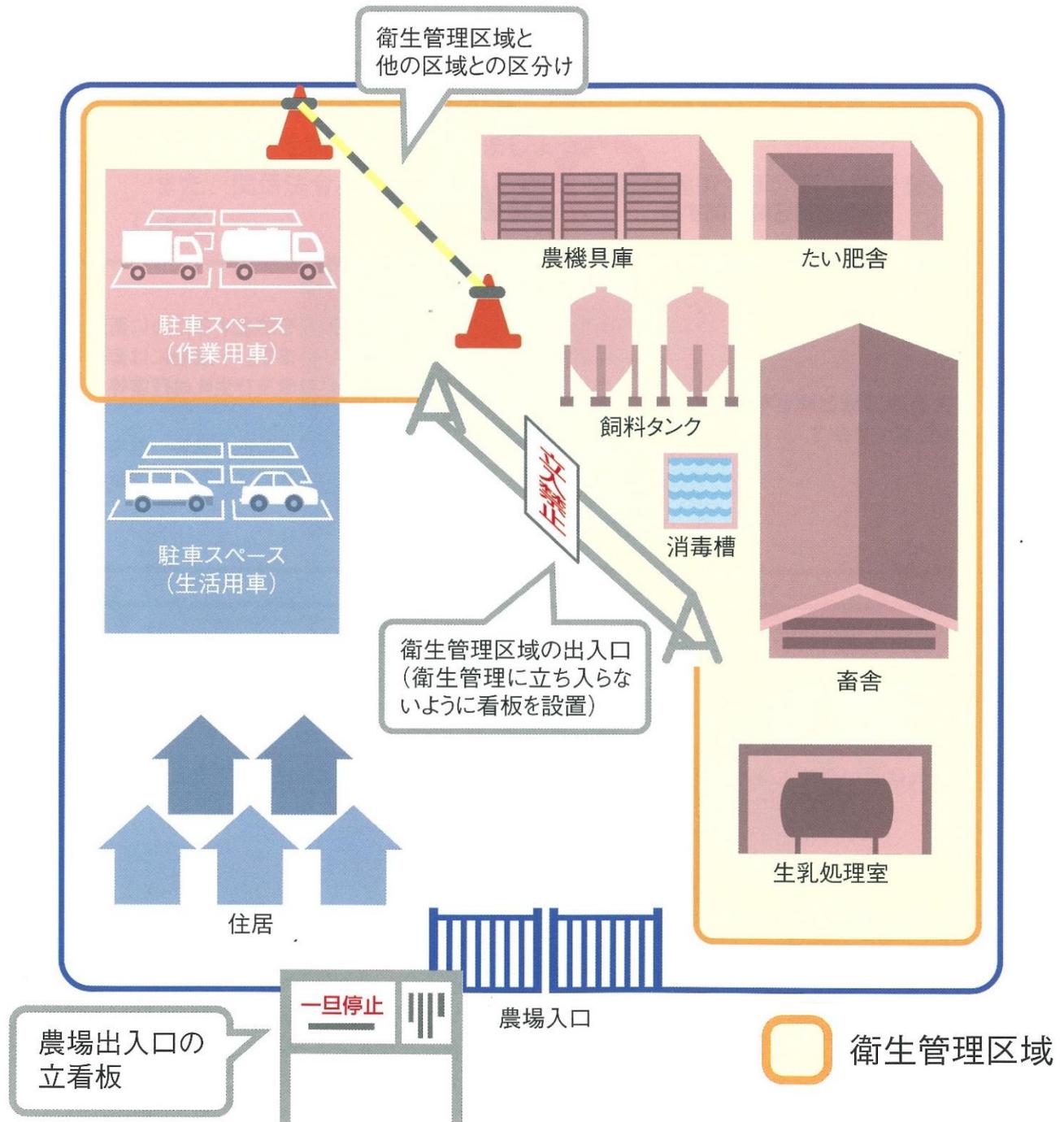
立入者の消毒

畜舎の出入り口に、手指消毒スプレー、農場専用長靴、踏込消毒槽を置いている事例。



衛生管理区域とは…

「病原体の侵入を防止するために、衛生的な管理が必要な区域」をいいます。
一般的には、**畜舎**やその周辺の**飼料タンク**、**飼料倉庫**、**堆肥舎**および**農機具庫**等を含む区域が衛生管理区域になります。



家畜に異状がみられた場合、ただちに獣医師、
または家畜保健衛生所に連絡してください

むつ家畜保健衛生所

TEL : 0175-22-1254

FAX : 0175-22-1259

(夜間及び休日 : 090-5841-6810)